

# 軟式野球部 規約

## (名称)

第1条 本団体は、軟式野球部と称する。

## (目的)

第2条 本団体は、野球を通して様々な人と交流し、野球を楽しむことを目的とする。

## (会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。  
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

## (会費)

第4条 会費は、一人当たり年額10,000円とし、毎月1,000円、徴収することとする。(休業期間中の9月、3月は除く)  
但し、年度途中に加入したものは入会後1ヶ月以内に納入することとする。

## (役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

## (決議)

第6条 本規約に定めのない事項については、全部員の承諾により決する。

## (改廃)

第7条 本規約は、全部員の合意により改廃される。

## 附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和5年6月1日から適用する。